

令和4年度以降の認知症介護実践者研修の受講要件について

令和4年度より、新カリキュラムによる研修の実施を予定しています。

これに伴い、実践者研修の受講要件に基礎研修の修了が追加されますので、ご注意ください。

ただし、同一年度の受講も可能です。

また、次に該当する方は、基礎研修の修了が免除されます。

基礎研修の修了が免除される方

各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している方。

具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等です。